

函館市生活保護高齡者生活支援プログラム実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、在宅のひとり暮らしの高齡者である被保護者または高齡者のみで構成される世帯に属する被保護者で、社会との交流が乏しいなどの理由により心身の健康を損うおそれのある者に対し、訪問による安否確認、各種の福祉サービスの利用等の支援を計画的かつ組織的に行うため必要な事項を定め、当該被保護者の日常生活および社会生活における自立の助長に資することを目的とする。

(対象者)

第2条 生活保護高齡者生活支援プログラム(以下「プログラム」という。)の対象者は、在宅のひとり暮らしの高齡者(おおむね65歳以上の者をいう。以下同じ。)である被保護者または高齡者のみで構成される世帯に属する被保護者で、閉じこもりの傾向にあつて扶養義務者や近隣の者との交流が乏しく、心身の状態等から日常生活を営むのに支障があり、健康を損うおそれがあると判断される者とする。

(選定方法)

第3条 対象者の選定方法等については、次に定めた手順により、行うものとする。

- (1) 生活保護地区担当者(以下「担当者」という。)は、被保護者の生活状況等から判断し、対象者に該当すると認められる者のなかから、プログラム参加の候補者を選定し、別記第1号様式のプログラム管理票(以下「管理票」という。)を作成するものとする。
- (2) 担当者は、作成した管理票を査察指導員に提出し、プログラム参加の適否について協議するものとする。
- (3) 査察指導員との協議の結果、プログラムに参加させることが適当と認められる場合には、担当者は、プログラムの参加について当該被保護者に説明し、別記第2号様式のプログラム参加同意書により、同意を得るものとする。

(プログラムの内容)

第4条 プログラムの実施期間は、原則として12か月間とし、担当者は、次に掲げる支援の計画を定めるものとする。

- (1) 訪問調査等を通じ、対象者の生活実態を把握するとともに、民生委員や在宅福祉委員と連携を図り、適宜安否確認を行うこと。

- (2) 介護保険サービス（デイサービス，ホームヘルプサービス等）の利用について検討し，必要なサービスの提供を受けることができるよう支援すること。
- (3) 高齢者支援サービス（生きがい通所サービス，生活管理指導員派遣サービス，配食サービス，緊急通報システム設置サービス等）の利用について検討し，必要なサービスの提供を受けることができるよう支援すること。
- (4) 函館市総合保健センターにおいて実施されている「健康づくりコース」事業等の利用を促進すること。
- (5) 老人福祉センターの利用や老人クラブ等の活動への参加を促進すること。
- (6) 対象者の処遇について，必要に応じて地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等が主宰するケアカンファレンスを活用し，助言等を求めること。

（支援の実施および評価）

第5条 担当者は，次に定めた手順により，支援の実施および評価をするものとする。

- (1) 対象者に対して，プログラムに基づき，関係機関と連携し必要な支援を行うものとする。
- (2) 支援の実施状況について，管理票および別記第3号様式のプログラム実施状況確認票に記載するものとする。
- (3) プログラムの開始から6か月を経過した時点で，その実施状況を検討し，査察指導員と協議のうえ，継続の要否を決定するとともに，必要があると認められる場合には，支援の内容等の見直しを行うものとする。
- (4) プログラムの実施期間が終了したときは，課長および査察指導員と協議のうえ，その実施状況について評価し，その結果を管理票に記載するものとする。

附 則

この要綱は，平成19年1月9日から施行する。